

情報・システム研究機構機構長参与に関する規程

令和5年6月26日
制 定

最近改正 令和6年3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構組織運営規則第14条の5第2項の規定に基づき、機構長参与に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 機構長参与は、機構長の求めに応じ、機構の運営及び教育研究に関する事項について、助言を行う。

(任命)

第3条 機構長参与は、有識者のうちから機構長が指名する。

(任期)

第4条 機構長参与の任期は、機構長が定める。ただし、当該任期の末日は、指名する機構長の任期の末日を超えないものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、機構長参与に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。